

京都市告示第 128 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 6 月 29 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 平成 19 年 7 月 1 日 午後 5 時

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別		延 長	敷地の幅員	備 考
162号	右京区京北周山町泓6番地の2地先から	旧	A	メートル 1,900.90	メートル 5.50 ~ 25.90	A及びBは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B	1,871.10	14.80 ~ 61.10	
	同区京北周山町下太田49番地の1地先まで	新	B	1,871.10	14.80 ~ 61.00	
477号	右京区京北周山町高梨子22番地の1地先から	旧		48.00	15.70 ~ 16.10	
	同区京北周山町上寺田1番地の1地先まで		新		48.00	

(建設局土木管理部道路明示課)